

ふじのくに先端医療総合特区「利子補給制度」

県制度融資と併用できます

総合特区支援利子補給金が支給されます！

ふじのくに先端医療総合特区の区域内で、医療機器や医薬品の開発・改良、それに伴う設備投資等を行う企業は、総合特区利子補給制度を利用することができます。

◆利子補給制度の概要

下表の区域内で、指定金融機関から融資を受け、対象となる事業を実施する場合、**5年間を限度に、最大0.7%の利子補給**が受けられます。

対 象 区 域	○静岡県内：沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 ○山梨県内：甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市、昭和町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町	
指 定 金 融 機 関	静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、沼津信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、富士信用金庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、都留信用組合	
対 象 事 業	a-1又はa-2 かつ bであるもの	
	a-1. 対象区域内で、次世代診断技術開発推進事業を実施する取組 a-2. 対象区域内で、医療機器等開発・参入支援事業を実施する取組	b. 新商品、新技術または新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与し、雇用機会の増大に資するもの
	◆ 対象事業の例 ※案件ごとに判断しますので、まずは御相談ください。 ○ 新たな医療機器・医薬品の研究開発 ○ 研究開発した医療機器を製造するための機械を購入・製品化 ○ 先発商品のある医療機器を、独自の技術を応用して開発する ○ 既に製品化されている製品の改良に伴う研究開発 ○ 医療機器の製造に参入するための工場の新設や拡大 ○ 医療機器を製造する機械の部品開発 ○ 高齢者福祉・介護機器などの開発 ※地域産業の活性化につながり、雇用機会の増大が見込まれることが条件です。	
備 考	・金利は、固定金利でも変動金利でも可。 ・融資期間は5年以上を目安 ・据置期間の設定は特に制限なし。 ・過去に特区利子補給金を活用したことがある事業者は、融資予定額に0.8を乗じた額が、国における割当額の算定対象となる場合があります。 ・ 成長産業分野支援資金（旧クラスター産業分野支援貸付）など、静岡県県の制度融資と併用できます。 ※実施する事業の事前着手は、原則、認められませんのでご注意ください。	
活 用 例 ※概算のため実際とは異なる場合があります	【1億円を年利3%で融資を受け、成長産業分野支援資金と併用する場合】 ●年間利息300万円（融資額1億円×年利3%＝300万円） →併用すると…最大137万円（以下の①+②）の支援が受けられます！！ 特区利子補給額 1億円×最大0.7%＝年70万円…① 成長産業分野支援資金利子補給額※ 1億円×最大0.67%＝年67万円…② ※成長産業分野支援資金は融資利率（3%）と特区利子補給0.7%との差に1/2を乗じた率により判断（0.67%上限）	

利子補給の手続き

① 事業者の決定

利子補給を希望する事業者は、推薦申請書を指定金融機関を通して国へ提出し、事業実施者の推薦を受けます。

② 融資契約の締結

事業者と指定金融機関が融資契約を結びます。

事業者は利子補給による軽減後の利率で借入れ、返済していきます。

③ 利子補給契約の締結

指定金融機関と国が利子補給契約を結びます。

④ 利子補給を受ける

指定金融機関は年2回、国から利子補給を受けます。

<令和8年度の総合特区支援利子補給金の受付について>

- ・各回の募集期間が示されていますので、ご確認ください。
- ・申請予定の場合は、募集期間前であっても内閣府への事前相談が可能です。
- ・申請内容について、内閣府とのオンラインによる打合せも可能です。

集中受付期間	募集額
【4月】 令和8年4月6日（月）～4月15日（水）	利子補給契約 合計約4.6億円 （見込）
【7月】 令和8年7月6日（月）～7月15日（水）	
【10月】 令和8年10月1日（木）～10月13日（火）	
【12月】 令和8年12月1日（火）～12月10日（木）	

【問合せ先】

静岡県経済産業部新産業集積課 総合特区担当
内閣府地方創生推進事務局 利子補給担当

TEL：054-221-2985
TEL：03-5510-2473